

広域避難における 台風情報の活用について

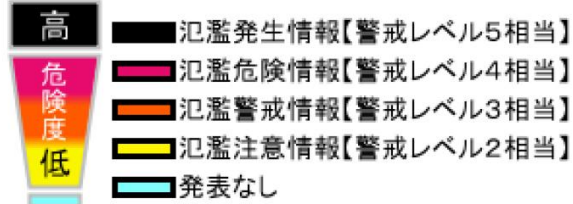
令和 6 年 9 月 4 日
東京都総務局総合防災部

洪水警報の危険度分布（台風19号：令和元年10月12日20:00時点）

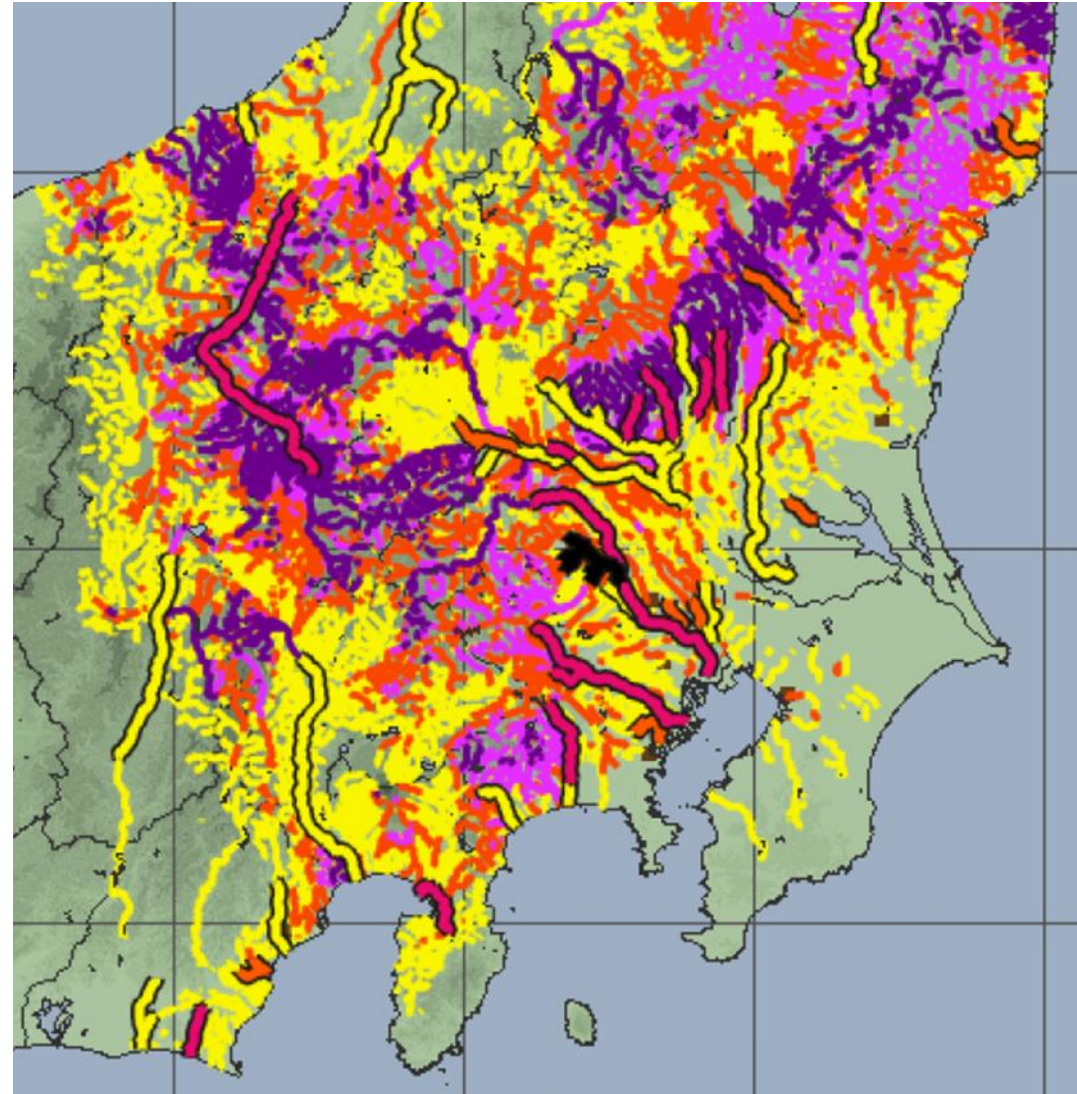
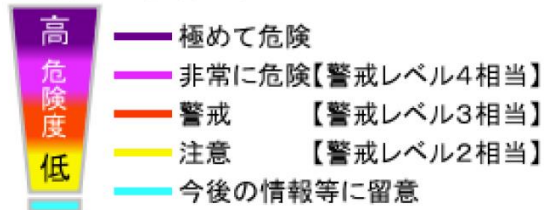
荒川上流部（支流含む）では、氾濫**発生**情報（警戒レベル5相当）や**洪水警報**が発令、**下流部**では氾濫**危険**情報（警戒レベル4相当）

指定河川洪水予報

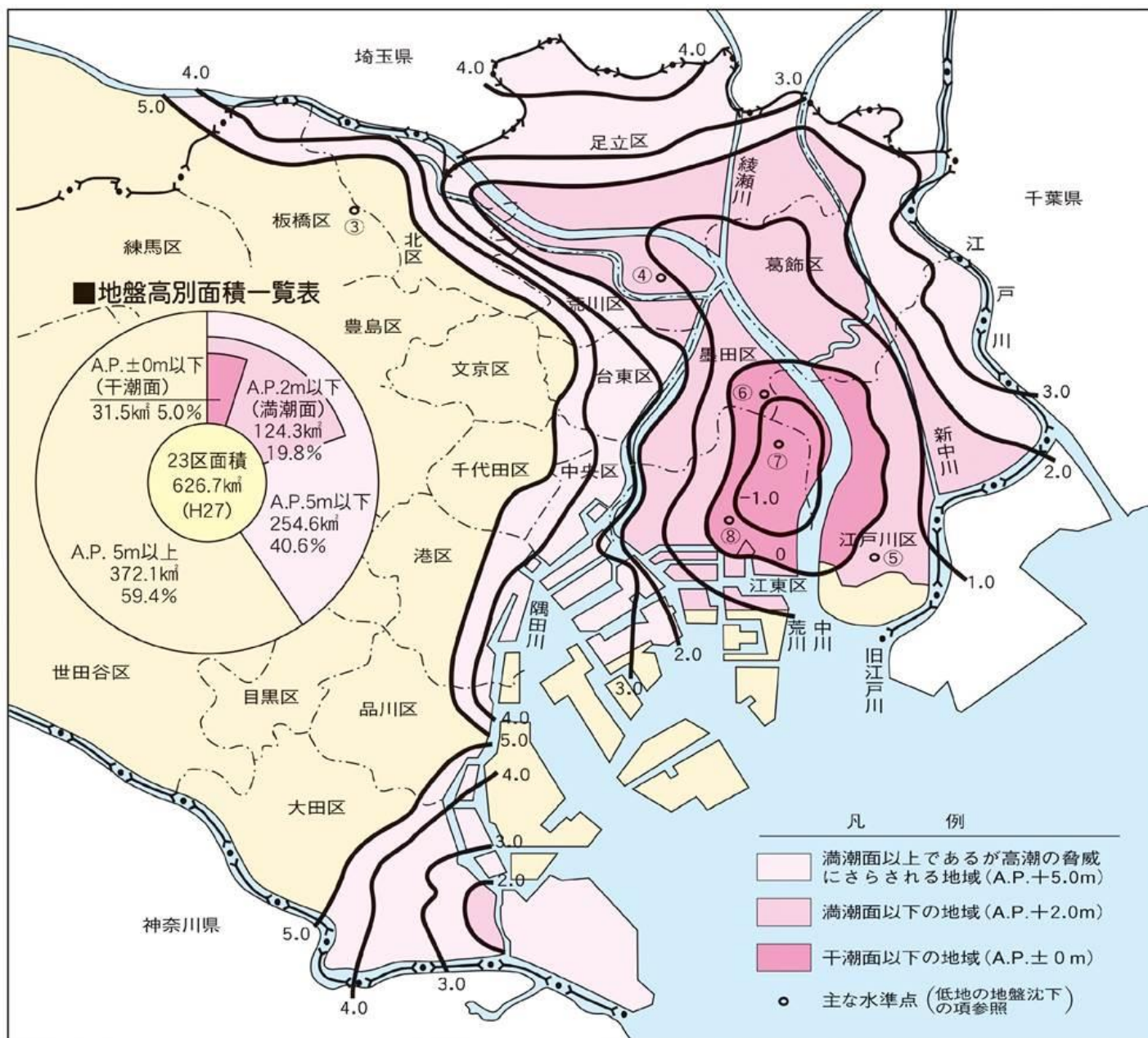
〔国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表。〕



洪水警報の危険度分布

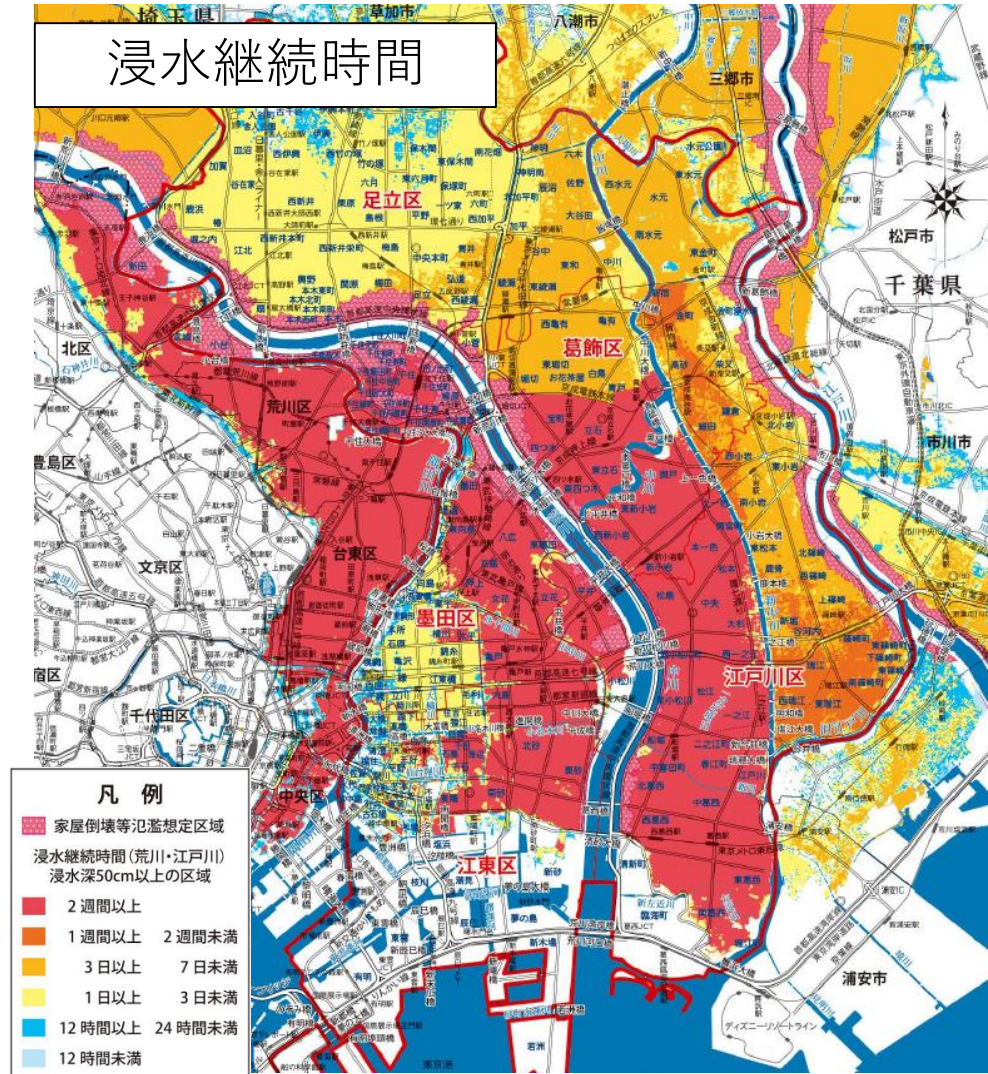
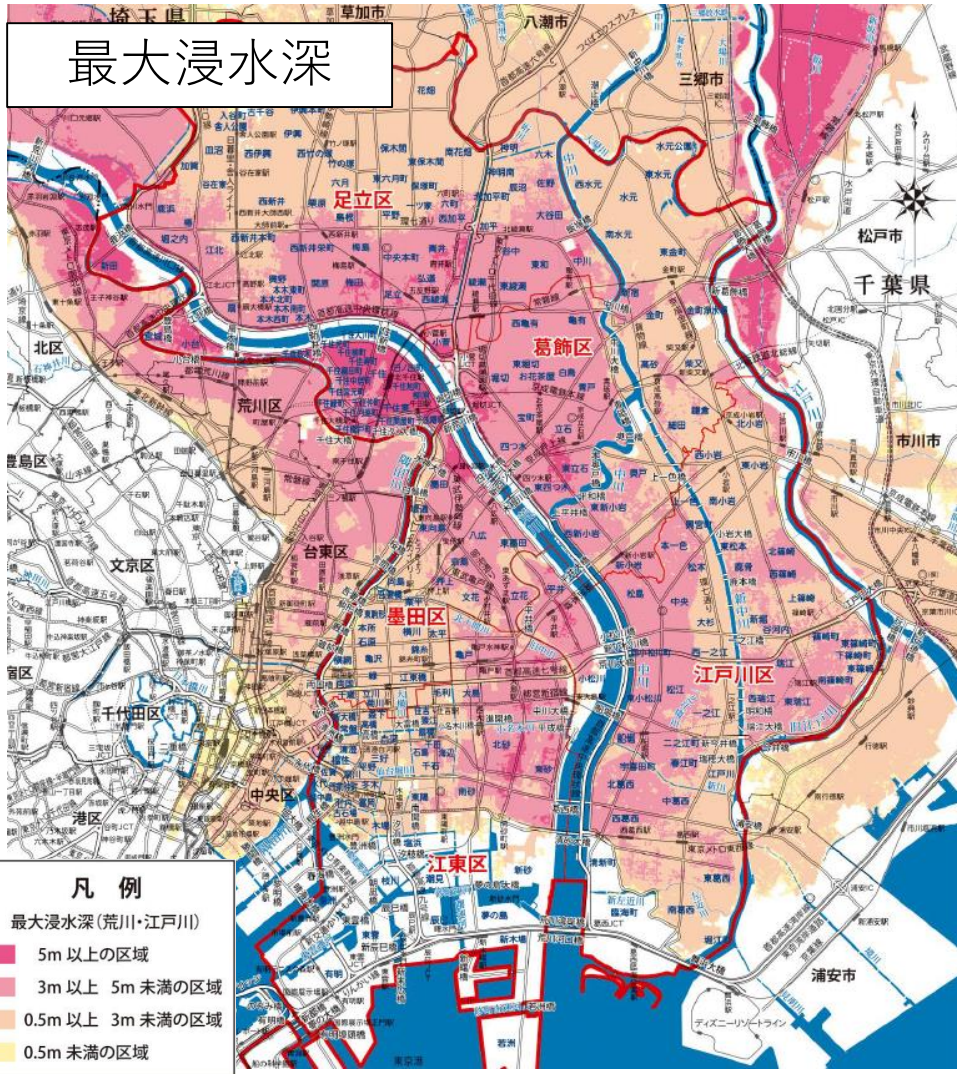


東京の地形（東部低地帯）



首都圏大規模水害の広域避難について (江東5区大規模水害ハザードマップ)

想定される最大規模の降雨により、破堤や越水等が発生すると、**5 m以上**の浸水や**2週間以上**の浸水継続等が発生



首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の設置

【これまでの経緯と今後の検討体制】

平成30年6月 内閣府と東京都で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」(旧検討会)を設置

→広域避難の実装に向け、関係機関が取り組むべき事項を整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討開始

主な検討事項 ①広域避難先の確保 ②避難手段・避難誘導の確保

令和元年10月 東日本台風で課題が顕在化 (①広域で被災・②広範囲で避難者発生・③鉄道の早期計画運休等)

令和3年6月 「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針について」をとりまとめ (第6回検討会)

→広域避難だけでなく、現実的に複数の避難行動を組み合わせる方針 (=分散避難) に転換し、広域避難者数を約74万人と算定

令和3年9月 広域避難先施設として初の協定を締結 ※R3年度末時点で、オリンピックセンター含む国・民間5施設と協定締結済み

令和4年3月 「広域避難計画策定支援ガイドライン」をとりまとめ (第7回検討会)

→広域避難計画を策定する上で必要な事項や検討手順、留意点等を整理



今後は同ガイドラインを踏まえ、東京東部低地帯では広域避難計画を策定するフェーズに移行していく必要

令和4年度より「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置

→ 広域避難計画等の策定に向け、以下の項目を検討

①広域避難先の開設・運営方法

②広域避難先への避難手段の確保・避難誘導

③適切な避難行動につながる避難情報等の発信・伝達

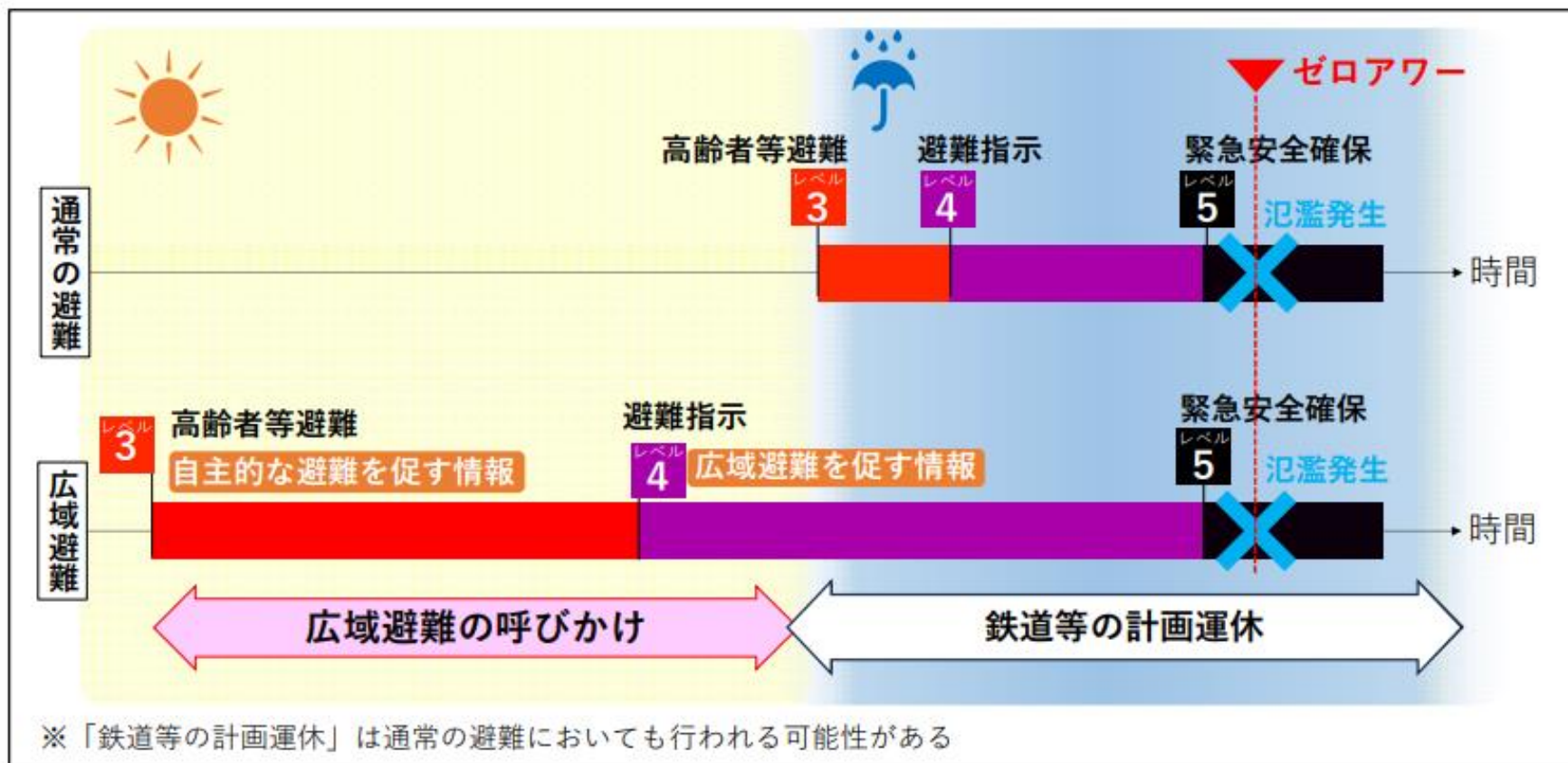
→ 広域避難計画モデル (広域避難計画のひな型) の作成

→ 適切な避難行動につながる情報発信のあり方の提示

広域避難のタイミング

広域避難は、晴天・曇天時の早期タイミングでの避難が必要

通常の避難と広域避難のタイミングの違い



広域避難タイムライン

要素	広域避難タイムライン適用の目安
気圧・風速	気象庁が 120～72時間先 の台風予報において、 特別警報級 （中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合
降雨量等	気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量※が概ね 400mm を超える可能性があるとして判断した場合 ※流域平均雨量の予測は不確実性が高いものであり、積算したり長時間の予測になるほど、より不確実性が高くなる。
自治体の発議	自治体から発議 があった場合

首長（区市町村）判断

広域避難タイムラインの適用開始